

2
主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により事業実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該水資源

より、あらかじめ、第三項の規定により意見を聴いた者（当該事業実施計画の廃止前に事業から撤退した者を除く。）の意見を聞くとともに、第二十五条第二項の規定による費用の負担について当該費用の負担をする者の同意を得なければならない。

特別会計、特別会計に関する法律附則第六十七条第一項第十号の規定により設置する国営土地改良事業特別会計及び同法附則第二百三十二条第一項に規定する食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定の財政融資資金からの負債を含み、政令で定める権利又は義務を除く。)は、そのにおいて機構が承継する。

十三項、第十八項及び第十九項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第十九条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条第四項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項（第一百条の二第二項（第一百十一条において準用する場合を含む。）及び第一百十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第十三条第五項の規定による公示」と読み替えるもの

(施設管理規程)

二条第一項第二号の業務を行おうとする場合においては、施設管理規程を作成し、関係都道府

県知事（操作を伴う特定施設で政令で定めるもの（以下「操作特定施設」という。）に係る施

設管理規程においては、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係都道府県知事

及び関係市町村長) 及び当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用について第十三条第

三項の規定による同意をした者（事業からの撤退をした者を除く。）に協議するとともに、主

務大臣の説明を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 構構は愛知豊川月水旅館について第十二条
第一項第一号の業務を行おうとする場合におい

では、施設管理規程を作成し、関係県知事、愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又

は工業用水道の月に併じよしてする者及び愛知
豊川用水施設を利用して流水をかんがいの用に

併しこのどもする者の組織である二埠改良団は協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければ

からかい。これを變更して、どうぞおとおせ
様とする。

前二項の施設管理料率については政令で定める事項（操作特定施設、河川法第四十四条に規定す

るが、(以)「和ノ外」といふ、その他の施設を伴う施設に係るものにあつては、政令で定

めを操作し間違った事項を含む」を定めたい。
ばならない。

三番六目は第一項又は第二項の認可をし、うとするときは、あらかじめ、国の関係行政機

5 主務大臣は、第一項又は第二項の認可をしようとする場合において、当該施設管理規程が利

うとする場合において、当該施設管理規程が利

河川管理者は、操作特定施設又は利水ダムに係る施設管理規程の操作に関する事項についての定めによつては、当該操作特定施設若しくは利水ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作に関する事項の変更を要請することができる。

河川管理者は、前項の要請をしようとする場合において、当該施設管理規程が利水ダムに係るものであるときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

機構は、河川管理者から第六項の規定による要請があつたときは、速やかに、その要請に応じなければならぬ。

2 機構は、国土交通大臣から前項の規定による指揮があつたときは、その指揮に従わなければならぬ。

(危害防止のための通知等)

第十九条 機構は、水資源開発施設又は愛知豊川用水施設を操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところによつて、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(特定河川工事の代行)

第十九条の二 機構は、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事

(特定河川工事の代行)

都道府県知事又は指定都

第十九条の四 機構は、都道府県知事等の同意を得た場合でなければ、特定河川工事を廃止して

二の災害復旧事業費の総額には、同法第四条第二項に規定するもののほか、第一項の規定によ

水ダムに係るものであるときは、あらかじめ、
河川管理者に協議しなければならない。
河川管理者は、操作特定施設又は利水ダムに
係る施設管理規程の操作に関する事項について
の定めによつては、当該操作特定施設若しくは
利水ダムに関する工事又は河川の状況の変化そ
の他当該河川に関する特別の事情により、河川
管理上支障を生ずると認める場合には、
当該操作に関する事項の変更を要請することができる。

河川管理者は、前項の要請をしようとする場
合において、当該施設管理規程が利水ダムに係
る

2 機構は、国土交通大臣から前項の規定による指揮があつたときは、その指揮に従わなければならぬ。

るところにより、その旨を公示しなければならない。

（機構の意見の聴取）

第十九条の三 都道府県知事等は、前条の規定により機構が特定河川工事を行う河川について河川法第五条第六項の指定の変更又は廃止を行おうとする場合には、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならぬ。

（特定河川工事の審査等）

ての災害復旧工事に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を機構に交付するものとする。

3 前項の費用の範囲、同項の交付金に関する必要な事項は、政令で定める。

4 都道府県は、第一項の規定により国が機構に交付する金額の一部を負担しなければならない。
前条第四項の規定は、前項の都道府県の負担金について準用する。

5 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用

3 機構は、特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、及び当該工事を完了したときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 河川法第四十七條の規定は、機構が設置する利水ダムについては、適用しない。

5 河川管理者は、特に必要があると認めるときは、河川管理施設である第十二条第一項第一号ハに掲げる施設の管理を、機構に委託することができる。

(特定施設の操作に関する国土交通大臣の指揮)
第十八条 國土交通大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、特定施設の操作に関する政令で定めるところにより、機構を指揮することができること。

実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものであり、かつ、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。以下「特定河川工事」という。)を当該都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合には、河川法第九条第二項及び第五項並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかるらず、これを行ふことができる。

2 機構は、前項の規定により特定河川工事を行う場合には、政令で定めるところにより、都道府県知事等に代わってその権限の一部を行うものとする。

3 機構は、第一項の規定により特定河川工事を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定め

第十七条 特定施設は、河川管理施設とし、機構は、河川法第九条及び第十条の規定にかかわらず、河川管理施設である特定施設の新築若しくは改築を行い、又は当該新築若しくは改築に係る特定施設若しくは水資源開発公團による旧水公團法第十八条第一項第一号の業務の実施により生じた施設で附則第二条第一項の規定により機構が承継した特定施設の管理を行うことができる。

等」という)から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市における河川管理施設の改築若しくは修繕に関する工事(以下この項において「特定改築等工事」という)又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業に係る工事(以下この項において「特定災害復旧工事」という。)の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理する河川管理施設に係る政令で定める特定改築等工事又は当該河川管理施設に係る特定災害復旧工事(いづれ

るところにより、その旨を公示しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による特定河川工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(機構の意見の聴取)

第十九条の三 都道府県知事等は、前条の規定により機構が特定河川工事を行う河川について河川法第五条第六項の指定の変更又は廃止を行おうとする場合には、あらかじめ、機構の意見を聽かなければならぬ。

(特定河川工事の廃止等)

第十九条の四 機構は、都道府県知事等の同意を得た場合でなければ、特定河川工事を廃止してはならない。

第十九条の二第四項の規定は、機構が特定河川工事を廃止した場合について準用する。

ての災害復旧工事に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を機構に交付するものとする。

3 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に関する必要な事項は、政令で定める。

4 都道府県は、第一項の規定により国が機構に交付する金額の一部を負担しなければならない。

5 前条第四項の規定は、前項の都道府県の負担金について準用する。

6 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用に関しては、同法第四条第一項及び第四条第二項の災害復旧事業費の総額には、同法第四条第一項に規定するもののほか、第一項の規定によつて災害復旧工事に要する費用（政令で定めるものを除く。）として機構に交付される金額を含むものとする。

2 機構は、前項の規定により特定河川工事を行う場合には、政令で定めるところにより、都道府県知事等に代わってその権限の一部を行うものとする。

3 機構は、第一項の規定により特定河川工事を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定め

るところにより、その旨を公示しなければならない。

(機構の意見の聴取)

第十九条の三 都道府県知事等は、前条の規定により機構が特定河川工事を行う河川について河川法第五条第六項の指定の変更又は廃止を行おうとする場合には、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

(特定河川工事の廃止等)

第十九条の四 機構は、都道府県知事等の同意を得た場合でなければ、特定河川工事を廃止してはならない。

2 第十九条の二第四項の規定は、機構が特定河川工事を廃止した場合について準用する。

(河川管理施設及びその敷地である土地の権利の帰属)

第十九条の五 第十九条の二第四項の規定により完了の公示のあつた特定河川工事に係る河川管理施設及びその敷地である土地について機構が取得した権利は、その公示の日の翌日において國に帰属するものとする。

(環境の保全)

第二十条 機構は、第十二条に規定する業務の実施に當たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(第三節 業務の実施に要する費用)

(特定施設に係る国の交付金等)

第二十一条 国は、特定施設の新築又は改築による費用(特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止されたときは、その廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。)のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を機構に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他の同項の交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により国が機構に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4 前項の規定による都道府県の負担の割合その他同項の規定による都道府県の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十二条 国は、特定施設の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用及び特定施設につい

(訴訟に関する経過措置)
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもののが取消しの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則

(平成二十九年五月一九日法律第三
一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年五月二六日法律第三
九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条及び附則第六条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四〇
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四三
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日法律第三六
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四三
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日法律第三六
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四三
号) 抄

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第三条 旧法令の規定により発せられた国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第十一條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第十三條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第十四條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第十六條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第十七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第十八條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第十九條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第二十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第二十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第二十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）

第二十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則の適用に関する経過措置）